

樹林管理事業のお知らせ

鎌倉市では、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域及び、緑地保全推進地区等の良好な環境を保持するため、昭和63年度から樹木の枝払い等の事業を所有者に代わり実施してきました。

令和6年度は、浄明寺・十二所地区、大町・材木座地区（別紙の対象区域一覧表を参照）を実施しますので、この地域内に山林等を所有または管理している方で、次の要件に該当し、この事業の実施を希望する方は、別紙の「樹林管理申請書」を提出してください。（要件に該当しない方は申請の必要はありません。）

なお、令和7年度以降は、樹林管理事業を助成金制度に移行し、作業対象範囲の拡大等を行い、現行の樹林管理事業よりも使いやすい制度とする予定です。制度移行のご案内を同封していますので、内容のご確認をお願いいたします。

1 該当要件

(1) 令和6年度に実施する地域

別紙の対象区域一覧表中は浄明寺・十二所地区、大町・材木座地区に属する区域で現況の地目が山林と評価されている土地及び保安林。

(2) 実施内容

- ・ 山際の樹木が、家屋に直接触れている部分及び家屋に被っている部分の枝払い。
（家屋に接しない、または被っていない山中の樹木は対象になりません。）
- ・ 家屋に直接被害を与える可能性がある倒木や枯損木の伐採。
（宅地内の樹木、及び山林内であっても竹は対象としていません。）

（注）日照問題や崖地の防災工事としては実施しません。

2 申請の方法及び提出期限

(1) 申請の方法

別紙の樹林管理申請書に必要事項を記入の上、提出期限までに提出してください。

【記入の際は、《記載例》を参考に以下の内容にご注意ください。】

- ・ 住所、氏名及び電話番号（平日の日中に連絡のつく電話）は必ず記入してください。
- ・ 申請者と所有者が異なる場合は、両方とも記入してください。その場合には、所有者の方の委任状が必要となります。
- ・ 要件に該当し、事業の実施を希望する箇所の地番を必ず記入し、その箇所の略図（住宅地図の写し等）に希望する樹木の位置、種類、本数、幹の太さ等を記入して添付してください。

(2) 提出期限

令和6年（2024年）7月31日（水）17時00分までに提出してください。（必着）

※令和3年（2021年）10月以降、郵便法改正に伴い、普通扱いとする郵便物の届け日数が1日程度繰り下げられています。投函してから配達されるまでにお時間が掛かりますので郵送でのご提出の際はご注意ください。

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市役所 都市景観部 みどり公園課 管理担当（宮井・山田・後藤・三屋）

電話 0467（23）3000 内線 2444・2442

3 事業実施までの予定

1	事業のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お知らせを、対象として把握できる樹林の所有者または管理者に発送します。(市広報等でもお知らせしています) ・内容をよくお読みいただき、申請をご検討ください。
↓		
2	申請書の提出 (7月31日必着)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を希望される方は、提出期限までに提出してください。 ・不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。 ・提出は郵送または、持参してください。
↓		
3	現地調査 (8月～9月中旬) ※平日に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載されている連絡先に、市職員から電話をして、現地立ち会いの日時(平日の日中に限ります)を調整させていただきます。 ・現地で立ち会いができない場合は、希望する樹木を特定できる資料を申請書に添付してください。 ・現地で、希望される樹木を確認します。
↓		
4	決定通知 (12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施できる内容を申請者に、文書で通知します。
↓		
5	事業実施 (1月～3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が委託する造園業者が、決定通知の内容に従い作業を行います。 ・必要に応じて、業者から申請者に土地への立ち入りなどについて連絡をします。 ・<u>申請者以外の方が所有されている土地に立ち入らないと作業ができない場合は、申請者が土地所有者に対して立ち入りの了解を得てください。</u>

4 その他

- ・申請する際は、枝払い等を申請する樹木が申請者または申請者に委任している者の所有であることをお確かめください。第三者から所有権等について指摘があった場合は、申請者が責任を持って対処してください。
- ・申請書に基づき、現地調査を順次行います。
- ・対象木の特定が必要となりますので、現地調査時の立ち会い、または申請書に対象木を特定できる写真等の資料を添付していただきますようお願いいたします。
- ・予算の範囲内で事業を実施しますので、申請内容をすべて実施できるとは限らないことを予めご了承ください。(実施できる内容は、決定通知でお知らせします。)
- ・実施にあたり、申請者所有地以外の土地に立ち入る際の調整は、申請者が行ってください。
- ・実施の詳細は、別紙の「樹林の管理に関する取扱い基準」をご参照ください。
- ・実施に伴い発生する枝・幹などは搬出して処分することを原則としていますが、一般的な搬出経路が確保できない場合などは、落下等の恐れがない措置をしたうえでやむを得ず樹林地内に積み置き残す場合があることを予めご了承ください。
- ・実施後の樹木の生育を補償するものではありません。(枝払いを実施したあとに樹木が枯れることがあります)
- ・実施にあたり、申請者氏名、住所及び連絡先等の個人情報をご提供することをご承知ください。(別紙の個人情報利用承諾確認書に署名捺印してください)